

議案第 27 号

都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5-1 工区請負変更  
契約について

都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5-1 工区請負変更契約につ  
いて、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 4 日提出

市川市長 大久保 博

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5-1 工区                           |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市八幡 1 丁目 4 番～6 番地先                                    |
| 3 | 請負代金額   | 296,011,800 円   |
| 4 | 契約相手方   | 船橋市宮本 4 丁目 17 番 3 号<br>京成建設株式会社<br>代表取締役 松村 修           |
| 5 | 工 事 概 要 | 土工 一式<br>場所打 U 型擁壁工 一式<br>排水構造物工 一式<br>舗装工 一式<br>仮設工 一式 |

## 理 由

既定予算に基づく都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5-1 工区について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 27 号）第 2 条の規定により提案するものである。

## 工事請負変更仮契約書

発注者市川市と受注者京成建設株式会社とは、平成25年12月12日付で締結した都市計画道路3・4・18号道路築造工事第5-1工区工事請負契約（以下「原契約」という。）及び平成27年3月11日付で締結した工事請負変更契約（以下「変更契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約及び変更契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

### （工事内容の変更）

第1条 原契約及び変更契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

### （請負代金の増額）

第2条 前条に定める工事内容の変更及び原契約約款第25条第6項の適用に伴い、原契約及び変更契約で定める請負代金額

「¥281,701,800 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥20,866,800」を  
¥14,310,000 うち取引にかかる消費税及び地方消費税¥1,060,000増額し、「¥296,011,800 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥21,926,800」に改める。

### （継続費に係る契約の特則の変更）

第3条 前条に定める請負代金の増額に伴い、原契約約款第39条第1項及び変更契約第3条第1項に定める請負代金の支払に係る予算年割額

「平成27年度 123,701,800円」を14,310,000円増額し、  
「平成27年度 138,011,800円」に、

第2項出来高予定額

「平成27年度 123,701,800円」を14,310,000円増額し、  
「平成27年度 138,011,800円」に改める。

この契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 27 年 7 月 14 日

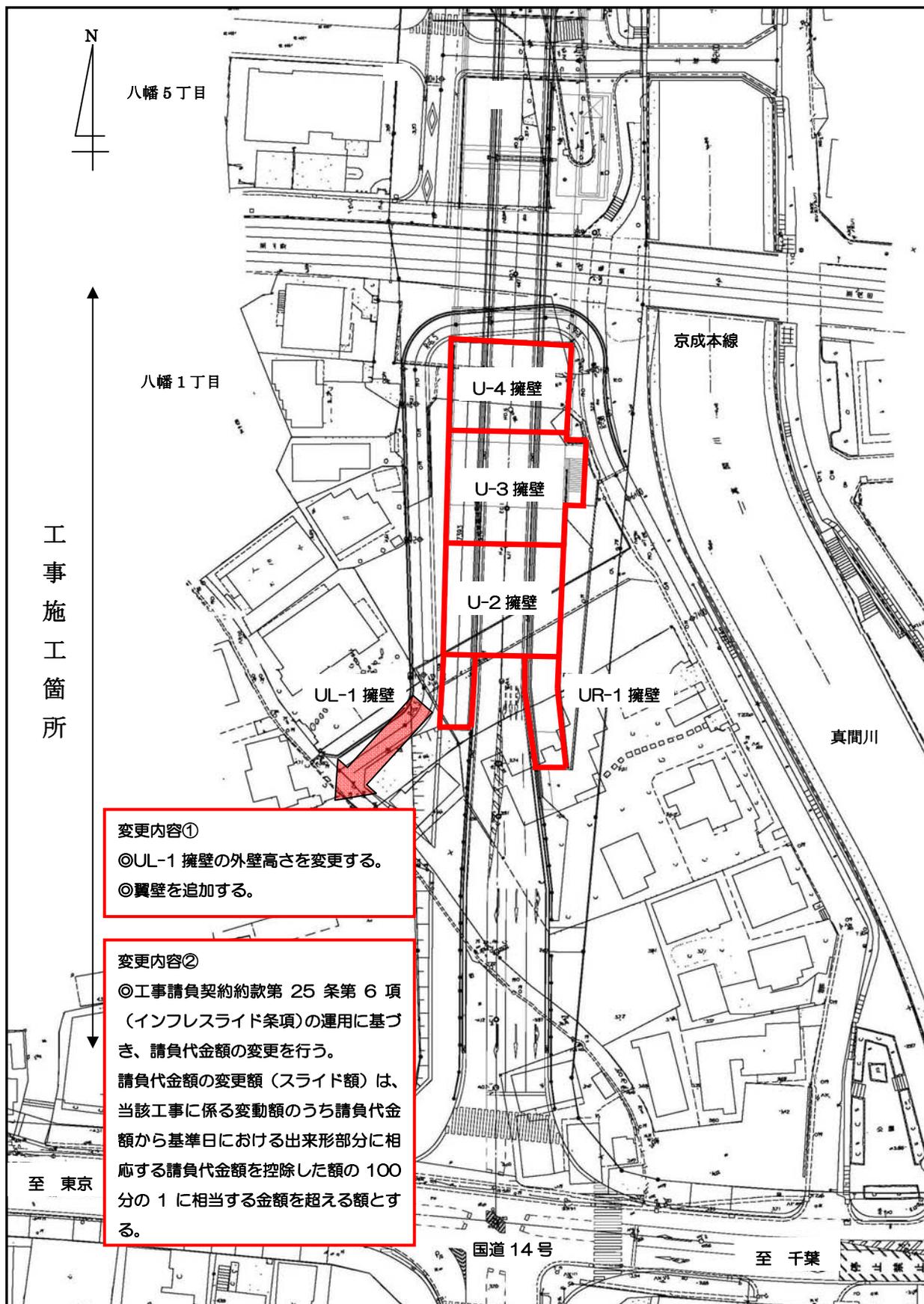
住所 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号  
発注者 市川市  
氏名 代表者 市長 大久保 博 印

住所 船橋市宮本 4 丁目 17 番 3 号  
受注者 京成建設株式会社  
氏名 代表取締役 松村 修 印

位置図



平面図



変更内容①  
◎UL-1 擁壁の外壁高さを変更する。  
◎翼壁を追加する。

変更内容②  
◎工事請負契約約款第25条第6項  
(インフレスライド条項)の運用に基づ  
き、請負代金額の変更を行う。  
請負代金額の変更額(スライド額)は、  
当該工事に係る変動額のうち請負代金  
額から基準日における出来形部分に相  
応する請負代金額を控除した額の100  
分の1に相当する金額を超える額とす  
る。

